

入札公告

地方公務員等共済組合法施行規程第28条に基づき、次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年4月30日

警察共済組合埼玉県支部長 野井 祐一

記

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定人数

被扶養者を対象とする特定健康診査等（巡回）単価契約

【内訳】	
特定健康診査	500人
胃がん検査（胃部X線）	500人
大腸がん検査（便潜血2回法）	500人
子宮頸がん検査（医師採取）	500人
乳がん検査（マンモグラフィー）	180人
乳がん検査（超音波）	320人
特定保健指導（初回面接1回のみ）（※1）	15人
特定保健指導（動機付け支援）	20人
特定保健指導（積極的支援）	15人
配布資料作成	2,000部
健診督促費（※2）	1,500部

※1 すべての健診結果から結果として特定保健指導の必要がないと認められた者に対する初回面接分

※2 未申込者に健診督促通知（ハガキ）を発出した場合に支払うもの。

(2) 調達案件の仕様

別添仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。ただし、特定保健指導については、前記履行期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者が、履行期間内に初回面談を実施した場合に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む。）する日までを履行期間とする。

(4) 履行場所

警察共済組合埼玉県支部が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札において、入札書の受付は郵送（簡易書留）又は持参とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額が1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価に執行予定数量を乗じて得た額の110分の100に相当する金額（整数）を入札書に記載すること。

なお、入札書の提出にあたっては、二重封筒とし、入札書は中封筒に密封の上、中封筒及び外封筒の封皮に、氏名（法人の場合は名称及び商号）及び「被扶養者を対象とする特定健康診査等（巡回）単価契約の入札書在中」と朱書きし、中封筒には封筒ごとに入札の回数（「初度」、「再度」）をあわせて明記すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定を準用し、当該規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県の契約に係る入札参加の停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく

指名除外措置を受けていない者であること。

- (5) 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関として登録し、特定保健指導機関番号を取得していること。
- (6) プライバシーマーク・ISMS等の個人情報保護に関する事業者認定制度を取得していること。

3 入札参加資格の確認

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（後記5に該当する場合は必要書類を添付すること。）
- イ 一般競争入札参加資格申出書

(2) 提出先

令和7年5月19日（月）午後5時までに下記の場所あて郵送もしくは持参すること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察本部警務部厚生課内 警察共済組合埼玉県支部 菅本

電話048-832-0110（内線2813）

(3) 入札参加資格の確認結果

入札参加資格の有無の審査結果については、令和7年5月23日（金）までに、一般競争入札参加資格確認結果通知書を発出する。

なお、参加資格が「なし」の場合は、その理由を付するものとする。

4 入札書の提出及び開封場所

(1) 入札書受付期間

- ア 郵送による場合
令和7年5月29日（木）午後5時まで
- イ 持参による場合
令和7年5月30日（金）午前10時まで

(2) 開札の場所及び日時

令和7年5月30日（金）午前11時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察本部庁舎警務部厚生課内 警察共済組合埼玉県支部

(3) 契約条項を示す場所及び入札に関する問い合わせ先

前記 3 (2)と同じ

5 入札保証金

入札者は見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号、以下「財務規則」という。）を準用し、財務規則第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。この場合、財務規則第93条第2項第1号及び第2号に該当する場合はその契約の証等を、財務規則第93条第2項第3号に該当する場合は履行証明書等を、一般競争入札参加資格確認申請書と共に提出するものとする。

なお、入札保証金は、入札の終了後、これを還付する。ただし、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合には、これに充当するものとする。

6 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

エ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

オ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

カ 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

キ 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

7 落札者の決定方法

(1) 落札者は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。再度入札は1回とする。初度の入札において無効の入札をした者は、再度入札に加わることはできない。

(3) 最低制限価格を設定する。

8 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（10分の1以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、地方公務員等共済組合法施行規程第32条に該当する場合は免除する。

9 その他

入札参加者は、入札後、この公告、仕様書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。